

# アメリカ合衆国における安楽死議論の礎石

谷 直 之

- I. 問題の所在
- II. Cruzan 事件連邦最高裁判決
- III. キヴォキアン医師による自殺幫助とミシガン州の対応
- IV. オレゴン州尊厳死法をめぐる展開
- V. その後の展開と今後の展望

## I. 問題の所在

幸福追求権とそこから派生する自己決定権は、大谷刑法理論において最大限に尊重されている。そのことは、社会的相当性による違法性阻却を強く主張されながら、被害者の承諾論においては、法益侵害不可欠の原則を前面に出され、法益主体の自己決定権に基づく処分意思があれば、行為者の主観的認識を問うことなく違法性を阻却するとの立場をとられているところに最も端的に表れていると言えよう。<sup>①</sup>この幸福を追求する存在としての個人の尊重と、その

基盤である生命の尊重とが正面からぶつかる問題として、安楽死問題があげられる。<sup>(2)</sup>

一九九〇年代は、アメリカ合衆国内において、医師による自殺幫助をめぐって、各州および連邦の両レベルで、立法、司法上の劇的な展開を見た。これらはいずれも詳細に検討されるべき問題であるが、その前提として、本稿では、一九九〇年代前半の展開を中心に、Cruzan事件連邦最高裁判決、ミシガン州におけるキヴォキアン氏による自殺幫助事件とそれへのミシガン州の対応、医師による自殺幫助を合法化したオレゴン州尊厳死法の三つを取り上げる。これらはいずれも、その後の議論に多大な影響を与えたばかりでなく、それぞれに問題を内包しており、今日のアメリカ合衆国における展開を理解する上で、まず整理しておくことが肝要だと考えるからである。

最初にとりあげるCruzan事件連邦最高裁判決は、生命維持治療の中断に関する連邦最高裁としての初めての判断として注目されたものである。そこで展開された理論は、連邦最高裁の先例として、各州での安楽死議論に大きな影響力を持っている。しかし、先例としての意義が大きければ大きいほど、その内在する脆弱性は、より大きな亀裂となつて表れてくることになる。

第二に、キヴォキアン氏による一連の自殺幫助事件と、それをめぐるミシガン州の司法・立法の対応を概観する。ミシガン州での展開がいわば触媒となり、全米での安楽死議論の展開に様々な化学変化を連鎖的にもたらすことになったが、その経緯と影響について考察を加える。

第三に、医師による自殺幫助を認めたオレゴン州尊厳死法を取り上げ、その成立過程と背景を概観し、その問題点を取り上げる。

## II. Cruzan 事件連邦最高裁判決<sup>③</sup>

一九九〇年六月二五日、連邦最高裁自身が認めたように<sup>④</sup>、いわゆる「死の権利」に関して連邦最高裁としての初めての判断が示された。そこでは、生命維持治療の中断を望むリビングウィルが存在していない場合に、意識喪失前に患者がそれを希望していたという「明白かつ確信を抱くに足りる証明」<sup>⑤</sup>を中断の要件としているミズーリ州法が、合衆国憲法修正第一四条の適正手続条項に違反するかどうか争われていた。連邦最高裁は、この問題はプライヴァシーの概念ではなく、むしろ合衆国憲法修正第一四条の自由の利益という言葉において分析される必要があるという枠組みを示した上で、仮に「合衆国憲法が、判断能力を有する者に生命維持のための人工水分補給および人工栄養を拒否する憲法上保護された権利を承認していると仮定しても」<sup>⑥</sup>、生命保持に関して州が有する利益等と比較衡量されなければならぬ<sup>⑦</sup>とし、結局、当該ミズーリ州法の規定が自由の利益に対して不当な制限を加えるものではないとして違憲の主張を退けた。

患者の治療拒否権が生命維持治療の中断にまで及ぶかという問題については、これまで連邦最高裁の判断が示されたことはなく、不明確な状態が続いており、その判断が待たれていた。本判決は、連邦最高裁として、患者の治療拒否権をプライヴァシーの権利ではなく、合衆国憲法修正第一四条の自由の利益として位置づけた点で重要であろう。

しかし、最も重要な点は、本判決が、生命維持治療についてもこの拒否の対象となる治療行為であるとし、さらにそこに人工栄養および水分補給が含まれることを示したと理解されている点にある。

先例に拘束力を認める英米法においては、治療行為に該当するかどうかが決定的意味を持つことになる。すなわち、一般的に広く正当化の抗弁が認められる治療行為であればこそ、治療行為に関して集積された諸判例とそこで打ち立てられた諸規範に照らして判断され、患者の治療拒否権の問題として位置づけられることになる。本件で、家族から求められたのは、人工栄養および水分補給を含めた全ての治療行為の中断であった。原審であるミズーリ州最高裁では、この点に関しては専門家の間にも鋭い対立があると分析した上で、人工栄養と水分補給が治療行為に当たるか否かという形式的な問題定立を、しばしば法的には無関係な問題であるとして排斥し、本件での人工栄養および水分補給がナンシーにとって侵襲的な負担になっているかという実質的な問題定立を行っていた。<sup>⑨</sup> 連邦最高裁として初めて、患者の治療拒否権が生命維持治療にまで及ぶかという点および人工栄養や水分補給が治療行為に該当するかという点について判断を示すことになった本件では、しかしながら詳細な検討はなされていない。<sup>⑩</sup> しかしこの点は看過し得ない重大な問題を提起している。すなわち、仮に、治療拒否によって治療を中断して患者が死亡したとしてもそれは患者が有していた既往症が原因であって医師らによる治療の中断ないしは不開始が死の原因ではないという判例法上の因果関係論による解決を前提としても、人工栄養および人工水分補給を中止した場合、自発呼吸能力が損なわれていない患者の多くは栄養失調又は脱水症状を呈して、いわば餓死することになるのであって、これをも患者の既往症による死と位置づけられるかが問題となるからである。自発呼吸が停止している患者から人工呼吸器を取り外す行為と患者を餓死させる行為とが同視できるか、という本質的問題を検討することなく、治療行為に当たるか否かという形式的判断によって問題の本質を覆い隠してしまった点に、本判決の最大の問題点があると思われる。<sup>⑪</sup>

さらに留意すべきは、少なくとも、レーンクイスト主席裁判官による法廷意見では、「事案解決のために仮定する (for the purpose of this case, we assume …)」という控えめな表現が用いられており、正面から生命維持治療の中断に合衆国憲法上の自由の利益を承認してはいないという点である。<sup>12)</sup>

一九九〇年以降のアメリカ合衆国における自殺幫助をめぐる論争は、このようなCruzan事件連邦最高裁判決を基礎として、その不明確さの上に展開されていくことになる。

### Ⅲ. キヴォキアン医師による自殺幫助とミシガン州の対応

アメリカ法の母体となっているイギリス法では、長年にわたって、自殺は自分に対する殺人であるとして謀殺の一種と考えられてきた。そのため、自殺幫助もまた、謀殺への関与として重罪であったが、一九六一年自殺法では、自殺を非犯罪化しつつ、自殺への関与行為は犯罪として残されることになった。しかしその際、自殺を不可罰としつつ自殺関与を処罰することの合理性については十分に議論が尽くされることはなく、成立要件についても不明確なままであった。アメリカ法においては、イギリスよりも早くから自殺行為自体を非犯罪化していたが、基本的にはイギリスと同様、自殺幫助行為の可罰性に注意が払われることはなかったと言える。<sup>13)</sup>

ニューヨーク州は、アメリカで最も早く自殺関与罪処罰規定を設けた州のひとつであるが、ここでは、自殺教唆・幫助は第一級故殺とされていた。<sup>14)</sup>一九九〇年当時、このように自殺関与を謀殺もしくは故殺として制定法上の犯罪としていたのはオレゴン州を含めて一一州であった。一方、模範刑法典では実力、威迫または欺計を用いて自殺させた

場合を除いては殺人罪法の適用を排除し、自殺関与は独立した犯罪として第二級の重罪とされている。<sup>15)</sup> このような独立した犯罪類型として制定法に規定していた州は一七州であった。<sup>16)</sup> その他の州では、制定法上の自殺関与罪処罰規定を設けていなかったが、一般に謀殺などの定義自体がコモローに委ねられている場合が多く、謀殺や故殺で訴追される可能性も残されているほか、コモロー上の正式起訴犯罪に関して制定法に規定がない場合にはコモロー上の犯罪として訴追できるとする、いわゆるコモローの留保条項を設けている州では、これによって訴追される可能性も残されており、これらの州で自殺関与行為がどのように処理されるかについては、必ずしも明らかにはなっていない状態であった。

一九九〇年当時、ミシガン州には自殺関与行為を処罰する制定法上の規定は存在していなかった。<sup>17)</sup> 謀殺については制定法で規定されていたが、謀殺の定義自体はコモロー上の定義に拠っていた。<sup>18)</sup> そして、自殺幫助行為の法的評価については、一九二〇年の Roberts 事件判決<sup>19)</sup>と一九八三年の Campbell 事件判決<sup>20)</sup>という二つの判例が対立していた。すなわち、前者は、夫 Roberts が筋肉硬化症による苦痛に苛まれていた妻の要請に応じて殺虫剤を病床に用意し、妻が自分で服用し、死亡したという事件で、毒物による謀殺に当たるとして謀殺罪で起訴された事例であった。弁護士は、自殺が適法行為である以上、共犯の従属性により被告人は無罪である旨を主張して争った。裁判所は、ミシガン州は厳格にコモローが適用される純粋なコモロー州ではないが、被告人は共犯としてではなく謀殺の正犯として訴追されているとして弁護人の主張を退け、被告人を第一級謀殺で有罪とした。<sup>21)</sup> これに対して後者は、酒場で自殺願望をほのかした友人に自己所有の銃と実包を執拗に勧めて購入させ、友人の求めに応じてその場を立ち去った後、

友人が当該銃で自殺したという事件について、檢察当局は、うつ状態にある酩酊者に銃を供与する行為は制定法上の謀殺に当たるとして起訴したものである。ミシガン州控訴裁判所は、先の Roberts 事件判決について触れ、同判決は制定法上の謀殺規定の適用を問題としたものではなく、謀殺を前提に謀殺の等級が問題となった先例にすぎないとしてこれを排斥し、自殺は定義上殺人ではありえないとした上で、被告人には謀殺の要件である「現実的意図 (actual intent)」も欠けているとして謀殺罪の成立を否定し、自殺教唆を犯罪とするミシガン州法が存在しない以上、被告人の行為は道徳的には非難されるべき行為ではあるが、犯罪ではないと判示したものであった。<sup>(22)</sup> このような両者の結論の差異が、果たして毒薬の提供と銃の提供という手段の差や、幫助と教唆という関与形態の差といった事実の相違に基づくものなのか、あるいは後者が前者の先例性を否定したものなのかについては明らかではなかった。そして、このような法状態の下で、キヴォキアン氏による一連の自殺幫助行為が行われていくことになった。

キヴォキアン医師 (当時)<sup>(23)</sup> による最初の自殺幫助は、一九九〇年、アルツハイマー病を患うオレゴン州の女性に対して行われた。彼女は報道などでキヴォキアン氏の自殺装置を知り、接触を持ったが、当時のオレゴン州では自殺幫助は重罪であったため、<sup>(25)</sup> ミシガン州に場所を移して実行された。<sup>(26)</sup> 本件は謀殺罪で訴追されたが、既述のように法的状態が不明確であったため、連邦地裁のマクナリー裁判官は、当該行為が違法かどうかの予備的調査を行うことを決定した。その一方で、同様の行為を差し止めるための民事訴訟が提起され、一九九〇年六月八日、キヴォキアン医師に対して同州における自殺装置の使用および一切の自殺幫助を禁止する暫定的差止命令が出されていた。<sup>(27)</sup> ところが、同年一二月一三日、この予備的調査の結果、ミシガン州には自殺幫助を禁止する規定が存在せず、またキヴォキアン医

師の行為は謀殺に要求される法的因果関係を満たしていないという理由で謀殺による訴追が棄却され、法的空白状態への対応を立法府に促す決定が下される。<sup>(28)</sup>

事件がメディアを通じて全米で大きく取り扱われ、耳目を集めていたこと、他州の住民がわざわざミシガン州まで来て自殺を行ったこと、キヴォキアン医師が今後も同様の行為を続けることを言明していたこと等から、全米から自殺希望者が押し寄せてくることを憂慮した州当局は、早急な対応を迫られることになった。<sup>(29)</sup> まず訴追を担当したトンブソン検事は、控訴は断念したものの、立法府が新法を制定するまでの間、一切の自殺幫助行為を謀殺罪で起訴していくという方針を表明して対応した。さらに、刑事訴追が却下されたにもかかわらず、一九九一年二月五日、裁判所はキヴォキアン医師に対する暫定的差止命令を終局的差止命令へと変更した。

その最中に、裁判所からの差止命令を無視する形で、キヴォキアン医師による第二、第三の自殺幫助事件が行われた。二人の自殺幫助は、キヴォキアン医師立会いの下、同一機会に行われた。<sup>(30)</sup> それは、裁判所の命令を無視してどちらか一方を先に行った場合、後の自殺幫助が行えなくなるおそれがあったためであった。二人の自殺は、死後、キヴォキアン医師自身が警察に通報し、明らかにになった。二人の死因についての捜査が進められる中、ミシガン州医療委員会は同年一月、キヴォキアン医師に対する医師免許停止処分を決定した。二月一八日、殺人の可能性を示唆する検視結果を受けて、検事は大陪審を請求したが、裁判所は、予備審問の後、(i) Roberts 事件判決はもはや先例性を失っており、Campbell 事件判決が示すように、ミシガン州ではもはや自殺幫助は犯罪ではない、(ii) いずれにせよ本件は医師による自殺幫助であって先例はない、(iii) 本件自殺装置の自殺者への装着は生命維持装置の取り外し



と区別できず、死ぬ権利に関する判例法理を適用すべきである、として謀殺による訴追を退けた。さらに、制定法上に明文規定が存在しない場合でも、コモンロー上の正式起訴犯罪については訴追可能とするコモンロー留保条項<sup>31</sup>による処罰を要求した検察官の主張に対して、自殺幫助はコモンロー上は謀殺であつて、謀殺罪規定がある以上、留保条項の適用はなく、またいずれにしても、医師による自殺幫助はコモンロー上も犯罪ではないとして、これを退けた。検察側はこれを不服として控訴した（ウェイン郡謀殺事件）。

一方、全米の目が注がれる中、ミシガン州での立法作業は難航することになる。まず一九九〇年九月一日、自殺の既遂・未遂を問わず自殺幫助を重罪として四年以下の自由刑又は二〇〇〇ドル以下の罰金若しくはその併科とする規定をミシガン州刑法に盛り込む法案が上院に提出された。この規定内容は、いわばアメリカ法の伝統に忠実な、ごく一般的なものと思われたが、法案審議は難航する。すなわち、このような包括的な規定が、*Cruzan* 事件判決で連邦最高裁が認めればかりの末期患者の生命維持治療の中断をも犯罪として包摂してしまうおそれがあり、過度の自由侵害に当たるといふ強い懸念が寄せられたからであつた。更に進んで、一定の末期患者に対して医師が苦痛のない尊厳をもつた死を迎えられるように援助することを合法化すべきとの主張も見られた。そのため、延命治療の中止やいわゆる間接的安楽死への適用を除外する方向で数多くの修正案が上院、下院ともに提出され、審議されている。これに加えて、憲法上のプライバシー権や自由の利益、信教の自由などが複雑に錯綜するこの領域の特殊性に鑑みて、死および死の過程に関する諸問題について立法提言を行うための特別委員会を設置する法案も提出された。結局、一九九二年一月二四日、下院は、特別委員会設置に関する下院法案（1991 H.B.4501）に自殺幫助罪を新設する趣旨

の上院法案 (1991 S.B.32) を加える形の修正を行った上で可決、上院も同年一二月三日に通過し、一二月一日、州知事の署名を経て成立、1992 PA 270 が公布され、翌年二月二日に施行されることとなった。

ようやく成立したミシガン州自殺幫助罪規定であったが、公布後すぐに、適用が除外される医療従事者の拡大や文言の一部修正が求められた上に、さらに立法当局は同規定の修正を迫られることになった。というのも、新規定の施行までの間に、キヴォキアン氏が駆け込み式に次々と自殺幫助を繰り返し返したため、施行を早めるための修正作業にとりかかったのであった。一九九三年二月二五日、下院は上院の法案に即日施行の規定を追加して可決、同日、上院も圧倒的多数で可決、州知事が署名し、1993 PA 3 が公布され、即日施行された。ここにいたってようやく、ミシガン州では自殺幫助を重罪とする規定が刑法に盛り込まれたことになる。<sup>(35)</sup>ただし、特別委員会によってこれらの諸問題が総合的に検討されていることに鑑みて、第五項で、特別委員会の立法提言が行われた後、六ヶ月を経ると同規定は効力を失うとされた。このように、ミシガン州の自殺幫助罪規定は、必要に迫られ、従来の伝統的な自殺幫助罪規定に生命維持治療の中断等を適用除外とする妥協案を容れた上で、しかも限時法としてようやく成立にこぎつけたものがあった。しかも、この問題の最終的な解決は特別委員会での審議の場に持ち越された形になっており、このような立法経緯は、自殺幫助罪の問題が生命維持治療の中断等の問題と複雑に絡み合っており、もはや自殺幫助の可罰性が自明のものとは言えないという印象を強く与え、結果的に全米での医師による自殺幫助の合法化の動きに弾みをつけることになった。

この自殺幫助罪規定は、施行直後、今度は司法の場で合理性や合憲性が問われることとなる。まず、一九九三年三

月一日、ACLU<sup>(36)</sup>の支援を受けて二名の末期患者が新法の違憲無効による廃止と暫定的効力差し止め命令を求めて訴訟を起こし、同年五月二〇日、ウエイン郡巡回裁判所で一部原告の主張を認め、新法がミシガン州憲法に違反し無効であるとの判断が下された(Hobbs事件判決<sup>(37)</sup>)。

またキヴォキアン氏によつて数件の自殺幫助が行われ、新法による訴追が検討されたが、訴追するだけの証拠が十分集められず、さらに捜査中に先のウエイン郡巡回裁判所での違憲判決が出されたこともあり、結局訴追は見送られることとなる。キヴォキアン氏は、公の議論の高揚を誘い、法廷の場で新法の違憲性を争うために、むしろ訴追を望むかのように自殺幫助を重ね、同年八月一七日、望み通り新法での訴追第一号となった。新法に基づいての初めての判断を求められた陪審は、翌一九九四年五月二日、キヴォキアン氏の行為が難病の患者を援助する動機に基づいて行われたものであるとして無罪評決を出した。

その後も行われた三名の自殺幫助に関して、ウエイン郡とオークランド郡でそれぞれ新自殺幫助罪による訴追が行われたが、ウエイン郡巡回裁判所は、ミシガン州憲法違反の主張は退けたものの、合衆国憲法に違反するとして新法による訴追を棄却し(ウエイン郡自殺幫助事件)、またオークランド郡巡回裁判所では、新法がミシガン州憲法に違反するとの判断を下した(オークランド郡自殺幫助事件<sup>(38)</sup>)。

これらの事件は、ミシガン州控訴裁判所で一括審理された。そこでの争点は、(i)新法がミシガン州憲法に違反するか、(ii)新法が合衆国憲法に違反するか、という点であったが、一九九四年一月六日、ミシガン州控訴裁判所は、(i)のミシガン州憲法違反の主張を容れ、新法を違憲と判示した。(ii)の点については、判断を示す必要はな

いとしながらも、事案の性質上、ミシガン州最高裁への上訴を見越して訴訟経済上の理由から判断を加えろとし、自殺する権利あるいは自殺補助を受ける権利は、秩序ある自由という觀念に内在する基本的自由には含まれず、また合衆国の文化と伝統に深く根付いたものでもないとして、ホビンズ婦人やキヴォキアン氏による合衆国憲法修正一四條違反の主張は退けた。しかしながら、ミシガン州の控訴裁判所で自殺補助罪規定が州憲法に違反するとの判断が示されたとの報道は、瞬く間に全米を駆け巡ることとなり、同様の訴訟が各州で展開される契機となった。

問題は、違憲性の中身である。(ii)の合衆国憲法修正第一四條違反の点は、先のGRUBAN連邦最高裁判決で示された判例理論を前提として、判断能力を有する成人の末期患者が本人の生命終結について決断を下す権利がある以上、これらの者が任意的自殺にあたって医師の援助を受ける権利は合衆国憲法修正第一四條の適正手続条項によつて保護されている自由の利益および一般的なプライバシーの権利に含まれ、新自殺補助罪規定はこれを不当に制限するものであるとの主張であったが、州控訴裁判所はこれを退けている。

一方のミシガン州憲法違反の点は、一九六三年ミシガン州憲法第四二四項が、ミシガン州法に必要な立法目的に単一性を要求し、また同州法案に必ず表題として簡潔に掲げられなければならない立法目的について、当初の立法目的を変更してしまうような修正を禁止していることに關するものであった。すなわち、すぐれて形式的・手続的な立法技術上の問題が争われていたのであつて、自殺補助罪の規定内容に關するものではなかつたのである。ところが、先の合衆国憲法違反の主張が報道で大きく取り上げられていたため、ミシガン州憲法違反を認めた州控訴裁判所判決が、医師の補助を受けて自殺する権利を認めたものとの誤った印象を与える結果となり、その後の展開に大きな心理

的影響を与えることとなった点は看過し得ない。

一方、自殺幫助事件判決に先立つ一月四日、先のオークランド郡謀殺事件の控訴審で、ミシガン州控訴裁判所は、Roberts 事件判決の先例性を否定してもつたCampbell 事件判決に依拠した原審の判断は誤りであり、また医師による自殺幫助を例外的に扱う根拠はなく、原判決は事実のおよび法的に是認し得ないとして、キヴォキアン氏による自殺幫助事件に対する謀殺での訴追を却下した巡回裁判所の決定を破棄、差し戻した。

これら二つの控訴裁判所判決に対して、それぞれ上訴が行われ、同年六月六日、上訴が受理され、事案はミシガン州最高裁に係属することとなった。

一九九四年一月一三日、ミシガン州最高裁は、まずミシガン州自殺幫助罪規定が州憲法に違反するかという点について、法の実質 (body) を検討する必要があるとした上で、本規定が特別委員会の立法提言後六ヶ月で失効することなどに鑑みても、特別委員会の設置と共に制定されたことに瑕疵はないとし、むしろ、仮に1992 PA 270に問題があったとしても、その瑕疵は施行を早めるための修正を行った1993 PA 3の制定によって除去されているとして、これを退けた。次に、同規定が合衆国憲法修正一四条の適正手続条項に違反するかという点についても、Cruzan 事件判決やCady 事件判決<sup>(39)</sup>、ワシントン州自殺幫助罪規定の合憲性が争われていた事件に関する判例について触れた上で、「合衆国憲法上、自殺する権利が認められるか」という形で問題定立をし、自殺する権利は、秩序ある自由で潜在的に含まれるものでも、また合衆国の歴史に深く根付いたものでもないとし、幫助の有無に関係なく、またその幫助が医師の手によって行われるかどうかにも関係なく、自殺する権利は適正手続条項によっては保護されないと判示

した。<sup>(40)</sup>最後に、自殺幫助罪規定が新設される以前に行われた二件の自殺幫助行為について謀殺による訴追が妥当であるかという点について、Roberts事件判決の先例性を肯定した控訴審判決の判断を支持し、謀殺の定義もコモンローに依拠するとしたが、必要な場合にはこの定義を見直すことが州最高裁の権限であり、義務でもあるとして、あらためて、自殺幫助行為が謀殺に当たるか否かを検討した。そして、現在では自殺への積極的な加巧と単なる自殺手段の提供等の場合とは区別されており、被告人の行為が特別法の予定している後者の範疇を越えた場合にのみ謀殺による訴追が許されるとした上で、現在の因果関係論について、行為と死との間に以前よりも緊密な関係が要求されるようになっていると分析し、死が被告人の行為の直接的かつ自然な結果であると信ずるに足る相当な理由が存在する場合にのみ謀殺による訴追が許されるとして、州控訴裁判所の判断を一部修正、破棄し、これについて検討を加えるために事案を巡回裁判所に差し戻した。

ホビンズ婦人およびキヴォキアン氏はこれを不服として連邦最高裁に対してサーシオレイを求めて請求を行った。時期的に、オレゴン州尊厳死法に対する違憲無効訴訟、ワシントン州およびニューヨーク州での自殺幫助罪規定違憲無効訴訟等を取りし、連邦最高裁がこの問題について何らかの見解を示すのではないかとの期待も高かったが、一九九五年四月二四日、結局、連邦最高裁は何ら見解を示すことなく、サーシオレイの請求を却下した。<sup>(41)</sup>

これにより、ようやくミシガン州自殺幫助罪規定の合憲性は確定されたことになる。しかし、差し戻し後のオークランド郡自殺幫助事件に関して、一九九六年三月八日、陪審は、キヴォキアン氏の行為がもつばら患者の苦痛除去を目的として行われたとして、自殺幫助罪規定第七項二号の規定により無罪の評決を下した。<sup>(42)</sup>また、これに先立って既

に一九九五年八月三〇日、謀殺での訴追が却下されていたオークランド郡謀殺事件に関して、コモンロー上の自殺幫助罪による訴追がなされたが、不文法であるコモンローの内容が不明確であり、その内容を認識していなかったとして故意を争っていたキヴォキアン氏に対して、一九九六年五月一日、陪審は再び無罪評決を出した。<sup>(43)</sup> すなわち、全米の耳目を集める中で一九九〇年以降行われてきたキヴォキアン氏に対する訴追の全てがことごとく失敗したことになる。このことは、世論調査が概ねキヴォキアン氏の行為に対して好意的か、または少なくとも刑事訴追に対して批判的との結果を示している現状においては、陪審制度を前提とする限り、いわゆるジュリーナリフィケーションによって、キヴォキアン氏が同様の行為を繰り返しても、事実上処罰される見込みが薄いということを全米に強く印象付けた。

このようなキヴォキアン氏による一連の自殺幫助事件とそれへのミシガン州当局の対応は、各州に大きな影響を与えることになった。まず、従来はタブー視されてきた自殺幫助について、これを打ち破り、公の場において議論する嚆矢となったという意味で重要であろう。特に、自殺患者の苦悩や様子をビデオ撮影し、裁判で証拠として陪審員に見せ、さらにテレビ等のメディアにも訴えるという戦法により、医師による自殺幫助を求める人々の姿を全米に伝えたことは、これへの潜在的な需要が存在することを明らかにし、自殺幫助合法化運動の呼び水となったと評価できよう。また、ミシガン州同様に自殺幫助罪規定を有していなかったいくつかの州では、ミシガン州当局の懸念と同様、自殺解放区とのレットルをおそれ、自殺幫助罪の新設へと動き出したが、皮肉にも、これが自殺幫助容認派にも議論の場を提供する結果となり、さらに、ミシガン州当局が有効な対応策を打ち出せなかったということ、誤解を含め



て、一般的な自殺幫助罪規定が裁判所によって違憲無効と判断されたということは、その後の自殺幫助容認派の活動を活性化させる結果となった。これに加えて、キヴォオキアン氏らが抗弁として主張した合衆国憲法違反の主張は、ALUやヘムロック協会等の全米規模の自殺幫助容認団体の支援を得て、彼らが法廷援助者 (amicus curiae) として裁判所に意見を提出する過程で法的に再構築され、洗練されて、その後のワシントン州、ニューヨーク州での自殺幫助罪規定違憲訴訟へと受け継がれていくことになった。また、これらの団体はミシガン州の特別委員会の構成団体でもあり、これらを契機として、いわば横の連携も意識されるようになり、合従連衡しながら、次第に規模を拡大していった。このように、キヴォオキアン氏の行動とミシガン州の対応は、自殺幫助をめぐる動的な展開の触媒としての役割を果たし、各州で様々な連鎖反応を引き起こしたと評価できよう。

#### IV. オレゴン州尊厳死法をめぐる展開

医師による自殺幫助を合法化しようとする動きは、既に一九九一年にワシントン州<sup>(45)</sup>で、翌一九九二年にはカリフォルニア州<sup>(46)</sup>でそれぞれ住民投票にかけられたが僅差で否決されていた。三度目の挑戦となるオレゴン州では、周到に準備がなされ、一九九四年一月八日、住民投票にかけられた Measure 16 は賛成五一%、反対四九%という僅差で可決され、オレゴン州尊厳死法<sup>(47)</sup>として制定された。これによってオレゴン州は、医師による自殺幫助を合法化した最初の州となった。

このオレゴン州尊厳死法の概要は、余命半年以内と二名以上の医師により診断された、正常な判断能力を有するオ



レゴン州の成人住民に限定して、医師は致死薬剤の処方箋を作成することが許され、その処方箋によって調合された薬剤を使用して患者が死亡した場合であっても、医師は法的責任を問われないというものである。

先の二つの州での住民投票との相違点としては、まず第一に、医師に許される行為が、先の二州の法案では医師が患者に対して直接、致死薬剤を注射することを認めていたのに対して、オレゴン州の法案では、医師に許されるのは処方箋の作成までであり、致死薬剤を服用するかどうかは患者本人に委ねられているほか、二人目の医師によるセカンドオピニオンを要件としたり、翻意するためのクーリングオフ期間を設けている点が挙げられる。

第二に、法案の名称である「尊厳死 (Death With Dignity)」という文言が強調されていた点である。これは、住民投票という性質上、大きな心理的影響があったものと推察される。既に、安楽死を意味する "euthanasia" という言葉は敬遠される傾向にあったが、オレゴン州 Measure 16 では、「医師による自殺幫助 (physician assisted suicide)」や「死に際しての援助 (aid in dying)」とどう言葉に代えて、「尊厳死 (death with dignity)」という言葉が強調された。このような使用される文言の問題は、単に法案上にとどまらず、例えば、全米安楽死協会は、既に一九七四年、the Society for the Right to Die へと名称変更している。また後にワシントン州で自殺幫助罪規定の違憲を訴えて訴訟を起す Compassion in Dying は一九八〇年設立のヘムロック協会からの分派である。さらにヘムロック協会は、一九九一年に名称を Choice in Dying へと変更しているが、これは、<sup>48)</sup> 堕胎問題における胎児の生命権擁護派 (pro life) と女性の選択権擁護派 (pro choice) の対立を意識したものであろう。このような傾向は、近年の住民投票においては、大統領選挙さながら、いかに支持者を増やして運動資金を集め、テレビ等のメディアで印象的な広告を集中的に

流せるかが決定的な要素となつているという実情を露にしている。そして、住民投票という政策決定プロセスでは、個人的な価値観や世界観、個人的体験や同情などの感情といった、合理性や論理性以外の要素も大きく影響することになるため、「すべりやすい坂道」への不用意な一步を懸念する声もあがっている。

第三に、医療関係団体の動向が挙げられる。先の二州の住民投票では、全米最大の医療関係者団体であるA M A (American Medical Association) が早くから生命の終結行為に医療関係者が携わることに対して強い反対の意を表明していたが、オレゴン州での住民投票にあたっては、A M A オレゴン支部が法案に対して中立の立場に立ち、投票を各会員の判断に委ねるという方針をとり、これが事実上の法案への賛成票と受け止められ、大きく影響したと考えられる。このA M A オレゴン支部の態度決定の背景には、オレゴン州の医療保険制度も影響しているとも推測される。すなわち、オレゴン州では、一九八九年以降、低所得者向けの公的医療保険制度であるメディケイドにコスト＝ベネフィットの視点を導入したオレゴンプランと呼ばれる独自のヘルスプラン (O H P = Oregon Health Plan) を採用しているが、これによると、限りある社会資源を有効に分配するため、対費用効果の視点から疾病と治療法の組み合わせに優先順位が付けられ、医療費支出の上限が定められ、無益 (futility) と判断された医療に対しては、医療保険からの給付が打ち切られることになった。<sup>(39)</sup> この場合、特に物的・人的医療資源が集中的・長期的に投入される末期医療においては、自殺補助が医療費支出抑制の有効な手段となり得ることは否定し得ないであろう。<sup>(40)</sup> 「社会保障の財政的破綻にとって唯一の解決策がキヴォキアンである」「合衆国民はキヴォキアンが増税かの選択を迫られている」といった類の新聞記事の見出しは、それがブラックユーモアであるとしても、一面の真実を覗かせているように思われ

る。

## V. その後の展開と今後の展望

ミシガン州最高裁が二件の州控訴裁判所判決を審理すると決定した二日後の一九九四年六月八日、ミシガン州特別委員会は、当初からの懸念通り、見解の一致を得られないまま、限時立法が失効する前に新たに恒久的な立法を行うべきであるとの共通提言とともに、三つの少数意見も付けた形で答申を行った。その内の一つ、自殺幫助罪規定を設けることを主張した答申は、一九九四年にミシガン州最高裁で自殺幫助罪規定の合憲性が確認された後、一九九七年上院法案 (S.B.200) として審議され、翌一九九八年七月二日、若干の修正が加えられた上で下院を通過、九月一日に州知事が署名して成立、即日施行となった。これによって、ミシガン州では自殺幫助を重罪とし、五年以下の自由刑若しくは一万ドル以下の罰金又はその併科とする規定が設けられた。<sup>(32)</sup> 一方、自殺幫助の合法化を答申した団体等は、自殺幫助を合法化する下院法案 (H.B.5474) を下院に提出、Proposal Bとして住民投票にかけ、新自殺幫助罪規定を無効にする戦略に出た。<sup>(33)</sup> 住民投票に必要な署名を集め、事前の世論調査ではオレゴン州に続いて二番目に自殺幫助を合法化する州となる公算が強いと報じられていたが、一九九八年一月三日の住民投票の結果、法案は賛成二九% 反対七一% という大差で否決された。<sup>(34)</sup>

一方、一九九八年九月一六日、キヴォキアン氏はある患者の自殺幫助を行い、その様子を撮影したビデオがテレビの番組で放送された。<sup>(35)</sup> しかし今回は、患者の承諾を得て、キヴォキアン氏自らが直接、致死薬剤を患者に注射してい

たため、訴追当局は新自殺幫助罪、謀殺罪および薬事法違反で訴追した。一九九九年三月二六日、陪審は終身刑となる第一級謀殺罪を避け、第二級謀殺罪および薬事法違反の罪で、キヴォキアン氏に対して初めてとなる有罪評決を出し、四月一三日、オークランド郡巡回裁判所はキヴォキアン氏に対して第二級謀殺につき一〇年から二五年の不定期自由刑、薬事法違反につき七年の自由刑を宣告、保釈を認めずに収監した<sup>57</sup>。キヴォキアン氏側からの上訴は棄却され、刑は確定している<sup>58</sup>。すなわち、ミシガン州の陪審は、致死薬剤の直接的投与と自殺幫助との間に一線を引いた形となった。

一方、ワシントン州およびニューヨーク州でも、ミシガン州と同様に自殺幫助罪規定が合衆国憲法に違反し無効であるとして訴訟が提起され、一九九六年三月六日、第九巡回控訴裁判所ではワシントン州の自殺幫助罪規定が合衆国憲法修正第一四条の適正手続条項に違反するとされ<sup>59</sup>、さらに同年四月二日、第二巡回控訴裁判所でニューヨーク州の自殺幫助罪規定が同じく合衆国憲法修正第一四条の平等保護条項に違反すると判断が相次いで出された<sup>60</sup>。翌一九九七年六月二六日、連邦最高裁は先のミシガン州最高裁判決を引用し、適正手続条項によって特に保護されている自由の利益が、医師の援助を受けることを含めて、自殺する権利を含んでいるかという形で問題定立を行い、自殺幫助は合衆国憲法上、手厚い保護を受ける対象ではないとして連邦巡回控訴裁判所の両判決を破棄した<sup>61</sup>。

さらにオレゴン州尊厳死法に対しても、医師や末期患者から、同法が合衆国憲法修正第一四条の平等保護条項に違反するとの宣言的判決を求める訴訟が提起され、同法の施行日前日にあたる一九九四年一月二七日、連邦地区裁判所は臨時差し止め命令を、更に同月二七日には暫定的差し止め命令を発した<sup>62</sup>。翌一九九五年八月三日、連邦地裁は同法

が平等保護条項に違反するとの宣言的判決および本案的差し止め命令を出した。<sup>(65)</sup>これに対し、一九九七年二月二七日、第九巡回控訴裁判所は、原告適格性を理由として原審を破棄、差し戻した。<sup>(66)</sup>オレゴン州議会では、同年九月二日、尊厳死法廃止法案 (Measure 51) を可決し、同年十一月の住民投票にかけられることとなっていたが、その直前の一〇月一四日、連邦最高裁は第九巡回控訴裁判所の判断を支持、上告を棄却した。<sup>(67)</sup>このような中で十一月四日、尊厳死法廃止法案は住民投票にかけられたが、大差で否決され、オレゴン州尊厳死法は発効した。一九九七年四月一六日、連邦議会は自殺幫助に対する連邦予算の支出を禁止する法案を可決していたが、翌一九九八年二月二六日、オレゴン州議会は州の予算から低所得者に対する尊厳死費用の負担を決定する。こうして翌一九九八年三月二九日、尊厳死法の適用第一例目となる患者が同法の手続に則って死亡している。また二〇〇一年一月六日、アシユクロフト司法長官は、同法による薬物の使用は連邦薬物規制法 (Federal Controlled Substances Act) に違反するため、これに関連した医師等を訴追するとともに、連邦薬物取り扱ひ免許を剥奪するとの通達 (Ashcroft directive) を出し、同法の実上の差し止めを図った。しかし、二〇〇二年四月一七日、オレゴン地裁は連邦の司法長官の権限を越えるなどとしてオレゴン州尊厳死法を支持、<sup>(68)</sup>二〇〇四年五月二六日、第九巡回控訴裁判所での三人の裁判官による裁判でもこれが維持された。<sup>(70)</sup>アシユクロフト司法長官らは現在、第九巡回控訴裁判所に対して一五人の大法廷での再審理を求めて提訴中である。一方、オレゴン州尊厳死法に関する第六次の年次報告書によると、二〇〇三年には四二人の医師が六七通の処方箋を作成している。作成された処方箋の数は、初年度にあたる一九九八年は二四通、一九九九年は三三通、二〇〇〇年には三九通、二〇〇一年には四四通、そして二〇〇二年には五八通と、漸次増加傾向にある。この内、二〇

○三年度には三九名が処方箋に従って調合された薬剤を服薬して死亡し、一八名は調合してもらうことなく病死、一〇名が存命とのことである。二〇〇一年に作成された処方箋により服薬して死亡した者が一名、また二〇〇二年に作成された処方箋で服薬して死亡した者が二名いるため、二〇〇三年中には四二名の患者が同法に従って死亡したことになる。

このように、一方で医師による援助を受けて自殺する権利自体を認めず、自殺幫助を規制する各州法の合憲性を確認しつつ、他方で自殺幫助を合法化した州法の合憲性をも確認した連邦最高裁の判断によって、今後の連邦および各州の司法機関の姿勢は安定するものと思われる。<sup>(7)</sup>連邦制という特殊な事情をも前提に、そこで一貫して見られるのは、この問題の解決については、司法機関は適切な判断主体ではなく、各州（および連邦）の立法機関に委ねるべきとする司法消極主義的な態度である。したがって、今後の議論は、立法の場へと移ることになると思われる。

既に、医師による自殺幫助を合法化する法案は、アラスカ州やハワイ州、カリフォルニア州をはじめ、少なくとも二〇以上の州で五〇以上にも上る数が提出されているが、いずれも成立するには至っていない。一方、医師による自殺幫助を合法化するための住民投票も、いくつかの州で実施されたが、僅差で否決されている。しかし、今後の展開は、住民投票を軸に進むものと思われる。すなわち、共和制の下、州議会の立法では、一般に、上下各院の特別委員会や司法委員会、両院の本会議、州知事の署名、という段階的な手続過程を経ることになっているが、それぞれの段階で、相対的に慎重に討論が重ねられることになる。ここでは、すべりやすい坂道への懸念や濫用防止のため、自殺幫助と生命維持治療の中断との区別、積極的安楽死と人工栄養の中断との差異といった問題が焦点となっている。そ

れはまさに、Cruzan 連邦最高裁判決が曖昧のまま残した問題である。現在のところ、州法で医師による自殺幫助を合法化する可能性は極めて低いと考えられており、自殺幫助推進派としては、住民投票という可能性に頼るほかない状況にあると言えようが、なお帰趨は不透明である。<sup>(73)</sup> 既述のように、住民投票においては合理性以外の要素の影響が強く、人権保障という視点から、合衆国憲法が規定している共和制との調整が新たな論点となってくるようにも思われる。また、二〇〇四年の大統領選挙においては保守系キリスト教団体の活動がブッシュ大統領再選に大きく貢献したとも伝えられているが、これら諸団体の動向如何では、連邦薬物規制法の改正など<sup>(74)</sup>によって、事実上、医師による自殺幫助を不可能にしてしまう可能性も残されており、今後の展開が注目される。

- (1) 大谷實『刑法講義総論（追補版）』（成文堂、二〇〇四年）二七二頁。
- (2) 幸福追求権と自己決定権および生命倫理という主題に関しては、最近の著書、大谷實『明日への挑戦』（成文堂、二〇〇四年）、特に三三三頁および五三―七四頁を参照されたい。
- (3) *Cruzan v. Director of Missouri Dep't of Health*, 497 U.S. 261 ; 110 S.Ct. 2841.
- (4) *Id.* at 277-278.
- (5) この「明白かつ確信を抱くに足る証明 (clear and convincing proof)」という基準は、証明の程度に関しては、「合理的な疑いを超える程度の証明」と「優越した証拠による証明」との中間に位置づけられている。
- (6) 497 U.S. at 279.
- (7) *Id.* at 279.
- (8) *Id.* at 279, quoting *Youngberg v. Romeo*, 457 U.S. 307 ; 102 S. Ct. 2452(1982).



- (9) *Cruzan v. Hamon*, 760 S.W.2d 408, at 423-424. 444. ニズーリ州のいわゆる自然死法上の規定では、人工栄養および水分補給は、中断の対象となる生命維持治療から除外されている。See, *Mo.R.S.459.010*.
- (10) もっとも、この点につきレーンクイスト首席裁判官の法廷意見は積極的に人工栄養および水分補給が治療行為であると認定してはいない。See, 497 U.S. at 279. 一方、オコナー裁判官の補足意見およびブレナン裁判官、ステイーブンス裁判官の反対意見では、これらが治療行為に当たると明言されている。See, *id.* at 290 (Judge O'Connor concurring), at 302 (Judge Brennan dissenting) and at 331 (Judge Stevens dissenting). これにはブーシヤル裁判官、ブラックマン裁判官が同調しているので、連邦最高裁裁判官の内、過半数の五名が人工栄養および人工水分補給を治療行為と認定していることになる。
- (11) イギリスにおいて人工栄養の中断が問題となったブランド事件判決でも、アメリカ合衆国では人工栄養および水分補給は治療行為であり、患者の拒否の対象となるとして本件が引用されている。See, *Airdale NHS Trust v. Brand*, [1993] 1 ALL ER 821; [1993] AC 789. なお、我が国でもいわゆる東海大学安楽死事件判決において、横浜地裁は、治療行為の中止の対象となる措置として栄養・水分補給を掲げているが、このような英米法特有の判断構造をとっていない我が国において、無批判に受け容れる姿勢は問題であると思われる。横浜地判平成七年三月二八日判時一五三〇号二八頁、三八頁参照。
- (12) これに対し、オコナー裁判官による補足意見およびブレナン裁判官、ステイーヴンス裁判官による反対意見では、これを承認して *290*. 497 U.S. at 290 (Judge O'Connor concurring). ; *id.* at 302, 307-309 (Judge Brennan dissenting). ; *id.* at 331 (Judge Stevens dissenting). もっとも、このような控えめな表現は多数意見が生命維持治療の拒否権を承認することを躊躇した結果ではなく、結論としては一致していたスカリア裁判官を多数意見に取り込むための配慮にすぎないと解することもできる。すなわち、事案の解決を司法ではなく立法に委ねるべきとするスカリア裁判官が独立した立場をとった場合、レーンクイスト首席裁判官による法廷意見が相対的多数意見となってしまうことになるからである。
- (13) 拙稿「自殺関与罪に関する一考察」同志社法学四四卷六号二二八頁以下参照。
- (14) *New York Penal Code §175, 1881, c676*. 拙稿、前掲注(13)一四〇頁以下参照。この類型に属する州は、ニューヨークのほかに、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、コロラド、コネチカット、フロリダ、ハワイ、モンタナ、オレゴン、ペンシルバニアの一



州であった。

- (15) The American Law Institute, *Model Penal Code and Commentaries*, Part IV, §210.5, at p.94(1985).
- (16) この類型に属するのは、カリフォルニア、デラウエア、インディアナ、カンザス、メイン、ミネソタ、ミシシッピ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、ニューメキシコ、オクラホマ、サウスダコタ、テキサス、ワシントン、ワイスコンシン、ワイオミングの十七州であった。
- (17) MCL 750.316; MSA 28 and MCL 750.317; MSA 28.549.
- (18) *People v. Aaron*, 409 Mich. 672, 299 N.W.2d. 304(1980); *People v. Scott*, 6 Mich. 287(1859).
- (19) *People v. Roberts*, 211 Mich. 187, 178 N.W.2d. 690(1920).
- (20) *People v. Campbell*, leave to appeal denied, 418 Mich. 905(1984) ; 124 Mich. App. 333 ; 335 N.W. 2d. 27(1983).
- (21) *People v. Roberts*, supra at 195-198.
- (22) *People v. Campbell*, supra at 337-339.
- (23) 正確には、キヴォキアン氏の資格は病理学者 (pathologist) であって、研修期間及び一九五〇年代の軍務期間を除いては、生体患者に対する診療経験はないようである。See, International Task Force on Euthanasia and Assisted Suicide, *The Real Jack Kevorkian*, <<http://www.internationaltaskforce.org/ctkev.htm>>, footnotes (11), (12) and accompanying text, cited, *Michigan v Kevorkian*, 92-115190-FC, 92-DA-5303-AR, Plaintiffs' Brief, 4/22/92, p.31.
- (24) この自殺装置は、タイマー、スイッチ等によって構成されており、第一の生理塩水の注入後、自殺者本人がスイッチを押すと、麻酔薬と筋弛緩剤の混合薬剤が静脈注射によって注入されるが、この段階では、意識喪失までに翻意が可能な仕組みになっている。その後、塩化カリウム等の致死薬剤が注入され、数分で心臓が止まることになっている。これら三種の薬剤は、基本的に、アメリカ合衆国のいくつかの州で採用されている薬剤による死刑執行に用いられる物と同じである。
- (25) Or. Rev. Stat. §163.125(1)(b) (1990).
- (26) アドキンス婦人への自殺補助は、一九九〇年六月四日、モーターや教会、葬儀会館等に場所の提供を断られたためキヴォキアン氏

所有のバンに簡易ベッドと自殺装置を搬入して公園の駐車場で行われた。装置の装着と安全弁の解除はキヴォキアン氏によってなされたが、装置の起動自体はアドキンス婦人本人が行ったとされる。See, Suzan K. Jezewski, Can the Suicide Machine trigger the murder statute?, 37 Wayne L. R., at 1924-1926.

- (27) *People v. Kevorkian*, Case No.90-390963(Oakland County Cir. Ct. Mich. June 8, 1990).
- (28) *People v. Kevorkian*, Case No.90-20157(52d Dist. Ct. Mich. 1991).
- (29) 実際に、一九九〇年八月、カリフォルニア州在住の夫婦がミシガン州を訪れ、末期癌を患う妻の自殺を夫が幫助する事件が起きている。
- (30) まずワンツ婦人が新調された自殺装置によって、その後のミラー婦人の自殺は、自殺装置による自殺が不首尾に終わったため、一酸化炭素を吸引させる装置によって行われた。
- (31) MCL 750.505; MSA 28.773.
- (32) このような特別委員会の設置自体が、伝統的な立場からは一つの譲歩であった。委員会自体の性質は、自殺幫助に関して中立であり、立法に対する拘束力はなく、任意的生命の終結行為がもたらす重大な倫理上・公衆衛生上の諸問題について立法提言を行うものであったが、この委員会を構成する団体の中に、医療関係機関に混じって、ACLUミシガン支部やミシガン州ヘムロック協会など、任意的安楽死の支持団体で医師による安楽死の合法化を精力的に推進している団体が含まれている。そのため、果たして特別委員会が期間内に統一的な答申を行えるのか、当初から危ぶまれていた。
- (33) したがって、まず第一項ないし六項は特別委員会設置に関する規定が置かれ、第七項に自殺幫助の処罰規定が置かれている。
- (34) キヴォキアン氏による自殺幫助は、明らかになっているだけで一五人、特に施行までの四ヶ月間に一〇人という非常に高いペースで行われた。
- (35) MSA 28.547(127); MCL 752.1207.これによると、まず第一項で、意図的な自殺幫助を四年以下の自由刑又は二〇〇〇ドル以下の罰金若しくはその併科とする規定が置かれ、第二項で治療の不開始・中絶、および第三項で患者の苦痛除去を目的とした死期を早める可能性のある投薬等への適用除外規定が設けられている。

- (36) アメリカ市民的自由連盟 (American Civil Liberties Union) は一九二〇年に設立された全米規模の市民権擁護団体である。同連盟の活動等については、ACLUの公式ホームページ<<http://www.aclu.org/>>を参照されたい。
- (37) Docket No. 164963 in *Hobbs v. AG*, 205 Mich. App. 194, at 198 ; 518 N.W. 2d 487, at 489(1994).
- (38) See, *Issues in Law & Medicine*, Vol.9, No.2, 1993, at pp 189-208
- (39) *Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey*, 505 U.S. 833, 112 S. Ct. 2791, 120 L. Ed. 2d 674 (June 29, 1992). 本件は、一九八二年ペンシルバニア州墮胎統制法に対して加えられた一九八八年および一九八九年の五項目の修正が合衆国憲法に違反するのではないかが争われた事件で、連邦最高裁の法廷意見は、*Row v. Wade*判決の基本的な枠組みを維持して、女性が妊娠を継続するか中絶するかを選択する自由が合衆国憲法によって保護されることを確認した。
- (40) *People v. Kevorkian*, 447 Mich. 436 ; 527 N.W.2d 714(1994).
- (41) *Kevorkian v. Michigan*, 519 U.S. 928; 117 S. Ct. 296; 136 L. Ed. 2d 215(certiorari denied, Oct. 16, 1996).
- (42) *Jack Lessenberry, Kevorkian Again Not Guilty of Aiding Suicide*, *The New York Times* (March 9, 1996).
- (43) *Jack Lessenberry, Jury Acquits Kevorkian in Common-Law Case*, *The New York Times* (May 15, 1996).
- (44) Initiative 119 proposed an amendment to WASH. PENAL CODE §§701.112,10. 900 (1991). See also, Eugene A. Gifford, *Artes Moriendi, Active Euthanasia and the Art of Dying*, 40 UCLA L.Rev. 1545, at 1454-1458, なお、抽稿前掲注(13)一三九頁以下参照。
- (45) Proposition 161 proposed an amend to CAL. PENAL. CODE §401(1992).
- (46) ワシントン州の住民投票では賛成四六%、反対五四%、カリフォルニア州の住民投票では賛成四七%、反対五三%という僅差であった。抽稿前掲注(13)一四二頁参照。
- (47) *Oregon Death With Dignity Act*, ORS, §§127.800-127.995.
- (48) *End of Life Choices* <http://www.hemlock.org/index.jsp>>にて、その他「Dignity, Compassion, Control」の言葉が並べられている。
- (49) See, Council on Ethical and Judicial Affairs, AMA, 54 *Decisions Near the End of Life*, 267 *The Journal of the American Medical Association*

Association (Apr. 22-29, 1992) ; Report of Council on Ethical and Judicial Affairs of the American Medical Association, 10 Issues in Law & Med. 91 (1994). また、一九九四年の A M A の医療倫理規則によれば、自殺幫助に携わった医療専門家は懲戒の対象となる。Council on Ethical and Judicial Affairs, Code of Medical Ethics §2.211 (1994).

- (50) See, James S. Reisman, The Dilemma of "Medical Futility" — A "Wisdom Model" for Decisionmaking, 12 Issue in Law & Med. 231 (1996) ; Majorie B. Zuckner and Howard D. Zuckner, eds., Medical Futility and Evaluation of Life-sustaining Interventions (Cambridge University Press, 1997). See also, ADA Analyses of the Oregon Health Care Plan, 9 Issue in Law & Med. 397 (1994).

(51) 我が国のような国民皆保険制度を有しないアメリカ合衆国においては、資力のない無保険者に対する医療費は、回収不能となり、医療機関が負担することも多い。その負担分は、通常の医療費に上乘せされる形となり、高額化する医療過誤訴訟費用に備えての高額な保険料と合わせて、ますます医療費単価を押し上げる要因になるといふ悪循環に陥っている。一九九二年のクリントン政権誕生の際、その政策の目玉は国民皆保険制度の導入であった。結局挫折することになったが、二〇〇四年の大統領選挙でも、国民皆保険制度の導入は、やはり民主党のケリー候補の政策の柱の一つでもあった。限りある資源を、医療分野において効率的に分配注入するため、有益な医療と無益な医療という区別の必要性が求められているが、そこには患者の生命の質あるいは予後生活の質という概念が必然的に潜んでいるとも指摘されている。

- (52) 詳細に付いては、ミシガン州の公式サイト <http://www.michiganlegislature.org/mileg.asp?page=getObject&objName=1997-SB-0200> から情報を入手できるので参照された。

(53) 本法案の支持団体の一つ、Merian's Friends は、一九九三年一〇月にキヴォキアン氏の幫助によって死亡した Merian Frederick の遺族や友人が主体となって一九九七年に構成された団体で、一九九八年一二月の住民投票による自殺幫助の合法化を目指して署名を集めた。HB 5474 は、この団体の原案によるものと伝えられている。

(54) ミシガン州では、法案を住民投票にかけるには約一五万人の署名が必要であったが、法案推進派は三七万九千人もの署名を集め、成立は確実かと思われていた。ところが、法案反対派は六〇〇万ドルとも言われる多額の資金をつぎ込み、テレビ等のメディアを通じての徹底的な広告戦略を展開し、それが今回の否決の要因であったとも言われている。

- (55) 死亡したトマス・ヨークは、当時五二才の筋萎縮性側索硬化症を患う患者で、その様子はビデオ撮影され、CBSのニュース番組“60 Minutes”の中で、キヴォキアン氏へのインタビューと共に放映された。
- (56) Pam Beluck, *Dr. Kevorkian Is a Murderer*, *The New York Times*, March 27, 1999 at A1.
- (57) *People v. Kevorkian*, 248 Mich.App. 373, ; 639 N.W.2d 291(Nov.20, 2001) and *People v. Kevorkian*, 485 Mich 973, ; 642 N.W.2d 681(Apr.9, 2002). See also, Dirk Johnson, *Kevorkian Sentenced to 10 to 25 Years in Prison*, *The New York Times*, April 14, 1999 at A1.5
- (58) *Kevorkian v. Michigan*, 537 U.S. 881; 123 S. Ct. 90; 154 L. Ed. 2d 137 (certiorari denied, Oct. 7, 2002).
- (59) *Compassion in Dying v. Washington*, 79 F.3d 790(9th Cir. en banc, March.6, 1996). 本件は、ワシントン州の自殺幇助罪規定の違憲無効との宣言判決を求めて *Compassion in Dying* が、三人の末期患者らを支援して起訴した裁判で、一九九四年五月三日、連邦地裁は同州の自殺幇助罪規定を違憲としていた。 *Compassion in Dying v. Washington*, 850 F. Supp. 1454 (W.D.Wash, 1994). しかし一九九五年三月九日、第九巡回控訴裁判所での三人の裁判官による裁判では、二対一で同規定の合憲性を確認し原審を破棄している。 *Compassion in Dying v. Washington*, 49 F.3d.586 (9th Cir. March 3, 1995). ところが、審理を担当した裁判官が宗教的に保守的であったなどとして大法廷 (en banc) での再審理請求がなされ、同年八月一日、これが認められていた。
- (60) *Quill v. Vacco*, 80 F.3d. 716(2nd Cir., 1996). See also, *Quill v. Koppell*, 870 F.Supp.78 (S.D.N.Y., Dec. 15, 1994).
- (61) *People v. Kevorkian*, 447 Mich, 436, at 476, ; 527 N.W. 2d 714, at 730 n.47.
- (62) *Washington v. Glucksberg*, 117 S.Ct. 2258(1997), at 2269. 英米法においては、どのように問題を捉えるかによって法源となる先例が異なってくるようになるため、どのような枠で問題定立を行っかが決定的に重要となる。同じ灰色でも、自殺という黒い絵具に白い絵具を混ぜていって作った灰色は違法となるが、患者の治療拒否権という白い絵具に黒い絵具を混ぜていって作った灰色は適法となるという一見奇妙に思える結論も、具体的事案の解決を重視する英米法的な思考の産物と言えよう。
- (63) *Washington v. Glucksberg*, 117 S.Ct. 2258(1997) ; *Vacco v. Quill*, 117 S.Ct. 2293 (1997).
- (64) *Lee v. Oregon*, 869 F. Supp. 1491(D. Ore., 1995)

- (65) Lee v. Oregon, 891 F.Supp.1429;see also, 891 F.Supp. 1439(D.Ore., Aug.3, 1995).
- (66) Lee v. Oregon, 107 F.3d 1382 (9th Cir., 1997).
- (67) Lee v. Harcleroad, 522 U.S. 927, 118 S. Ct. 328, 139 L. Ed. 2d 254 (certiorari denied, 1997)
- (68) Assisted Suicide Funding Restriction Act of 1997(42 USCS Chap, 138.2004)
- (69) Oregon v. Ashcroft, 192 F.Supp. 2d 1077(D.Ore., 2004).
- (70) Oregon v. Ashcroft, 268 F.3d 1118(9th Cir., 2004).
- (71) Sixth Annual Report on Oregon's Death with Dignity Act <<http://www.dhs.state.or.us/publichealth/cfs/pas/pas.cfm>>
- (72) フロリダ州やアラスカ州でも、同州の自殺幫助罪規定の合憲性が法廷で争われている。See, *Krischer v. McIver*, 697 So. 2d 97(Fla., July 17, 1997) and *Sampson v. State*, 31 P.3d 88 (Ala., Sep.21, 1997).
- (73) 二〇〇一年の連続テロ事件以降、アメリカ合衆国では生命尊重の機運が高まっていること、自爆テロは一般に suicide bomb と呼ばれており、自殺という言葉に対する国民の抵抗感が強まっているように考えられること、従来は保守系キリスト教関係の団体の色彩が強かった自殺幫助反対派に障害者団体や患者団体が加わったことにより反対派に対する攻撃が従来よりも困難になったことなどから、住民投票においても自殺幫助が容認される可能性は低くなっているとも思われる。なお、二〇〇〇年一月七日に行われたメーン州での住民投票も、賛成四九%反対五一%という僅差で失敗に終わっている。さらに、二〇〇二年にはハワイ州下院で医師による自殺幫助合法化の法案が可決され、上院で審議されていたが、自殺幫助反対派の強い抵抗に遭い、結局上院で否決されている。
- (74) 既に一九九九年一月一九日に連邦下院議会で、オレゴン州を含めて自殺幫助を事実上不可能にする内容の連邦の薬物規制法改正案(HB.2260)が可決されていたが、上院では可決に到っていない。